

附属機関等の概要

附属機関等の名称	福山市予防接種健康被害調査委員会
設置根拠	福山市予防接種健康被害調査委員会条例
設置目的	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種その他市が実施する予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、福山市予防接種健康被害調査委員会を設置する。
設置年月日	2013年(平成25年)4月1日
委員数	7人以内
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
非公開とする根拠 又は理由	診査内容が個人の病状等に関することであり、福山市情報公開条例第6条第1項第2号及び第4号に該当するため。
庶務担当課	保健予防課
	TEL(084)928-1127
備考	